

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

第 3 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 28 年 8 月 8 日(月)

13 時 57 分～15 時 25 分

第 4 委 員 会 室

- 【出席者】 牛尾博美委員長 柳楽副委員長 足立委員 岡野委員 森谷委員
 笹田委員 布施委員 田畑委員 平石委員 澁谷委員 原田委員
 牛尾昭委員
- 【議長団】 西田議長
- 【事務局】 三浦局長 外浦次長 鎌原係長 篠原係長

議 題

- 1 今後の検討項目について
 会派からの検討結果・・別紙参照
 必要なものから随時検討
- 2 委員外議員の発言について
 1 人 1 項目とし、質疑は 3 回まで。
 委員会のみ（調査会を除く）
 申出は委員会開催の前日の 5 時までに通告書を提出する。
- 3 政務活動費について
 前回提示の検討案も含め変更後を事務局で作成し、後日検討する
- 4 その他
 - ・次回以降の新たな検討項目は、今回の会派からの提案項目など
 正副委員長、事務局で協議のうえ、会派で共通、緊急事項を優先に、
 提案する。

○次回開催 月 日 () 時 分 第 4 委員会室

次回開催・・・9 月定例会中

(開議 13 時 57 分)

【議事の経過】

牛尾博美委員長	ただいまより第3回議会改革調査検討特別委員会を開会いたします。暑いのに皆さん方大変ご苦労さまです。今 YouTube アップの話がありましたが、私は聞いておりませんでした。皆さん方にお聞きしますが、この突然の申し入れについていかがでしょうか。牛尾昭委員。
牛尾昭委員	今回は見送って欲しいと思います。
牛尾博美委員長	今回は見送ります。
森谷委員	毎回申請しますのでお願いします。
牛尾博美委員長	そのうちまた検討しながら。今日は取り下げます。

議題1 今後の検討項目について

	議題1について。これは前回2回目の特別委員会で案を出していましたが、その検討項目はそれぞれ持ち帰っていただき、色々検討されたと思います。これ以外のことについて議会・委員会それぞれ検討すべき課題があるのではということで持ち帰っていただくよう皆さんにお願いしていました。それぞれお話はされたと思いますので、順次、こういう項目についてこの委員会で検討して皆とお話して項目に挙げて欲しいという話になった部分について、各会派代表にお伺いしたいと思います。創風会から。
布施委員	創風会にて先日、今後の検討項目案はあったのですが、その他の部分で検討項目を入れるべきではないかのご提案いたします。会派視察・行政視察の報告会、これは報告書をもって市民の皆さんに分かるようにしていますが、これを全議員を対象に担当執行部も入れて報告会を実施すべきではないかということです。本来は行政視察等は担当部署の係長クラスまで同行した時期もあったと思うが、政策提案や一般質問をするにあたって、行った人間だけでなくその効果を全員の前で発表し、情報共有も必要ではないかということで、それを検討項目に入れていただきたいということが1つ。
	2番目に、議員は市民の代表であり模範とならねばいけないので、税金等の滞納がないように、あった場合は情報公開もすべきではないかという意見がありました。
	3番目として、市民と議員の接点は本会議場に傍聴に来ていただければ良いのですが、今は一般質問はYouTubeに流れています。ケーブルテレビがありますが、もう1つの媒体として議員だよりがあります。その市議会だよりをもう少しちゃんとしたものにするためには、先進地視察であるあきる野市、今回広報広聴委員会が行かれたと思います。あの紙面が非常に良いということで、そういった紙面になるべく近づけていくように、当委員会から広報広聴委員会へ申し入れるということを検討項目に入れていただきたいことと、市議会だよりの原稿は恣意的な文章以外には本人が提出した文章そのまま載せることとしたらどうか、という検討

	項目を挙げました。 以上が、今後の検討項目案以外の部分について創風会から提案させていただきます。
牛尾博美委員長 布施委員	委員会報告と会派視察、両方ですか。 両方。
牛尾博美委員長	それを、担当課も入れて報告会をやったらどうかということですね。これは効果も出てくるし、また執行部の人にも知ってほしいという。情報公開も含めて、よりプラスになればということですね。 2 番目は税の滞納について情報公開する必要があるのではなかろうかということですね。 3 番目はケーブルテレビや YouTube、市議会だより等、様々なツールがあるけど、あきる野市の紙面を少し参考にしながら、市民に見やすい議会だよりを作ったらどうかということですね。はい。また機会があれば、あきる野市の市議会だよりで参考になるものがあれば、皆さんに配布してもらえば良いと思います。
布施委員	これは前回配布されて、6 月議会の報告から、執行部に対して一問一答している写真も変わりましたし、タイトルは入れても執行部の答弁は入れない。色んな面で改革はしていますが、まだまだ参考にすべき点があるとのことだったので、それも調査項目に入れて検討すべきではないかと。そこまでしなくて良いということならいいですが、検討項目として入れたらどうかということです。
牛尾博美委員長	それから、原稿の恣意的部分は除いて、本人の原稿をまず重視していくということですね。これは広報広聴ですね。
布施委員	申し入れたりして。今創風会で出ている検討事項は以上です。
牛尾博美委員長	私も協議の場に居ましたが、2 回目にお渡しした部分を皆それぞれ、会派の代表質問内容から全部話しましたね、でもその分については今日はいいいです。わかりました。 続いて超党はまだから。笹田委員。
笹田委員	我々も 2 時間ほど会議しました。今ある政策討論会幹事会の位置づけがよく分からないので、ここでしっかり、どういったことをするのかを確認いただきたいという意見が。 あと、今後進めていく順番等も議論してきたのですが、それは後ほどでよろしいですか。
牛尾博美委員長	順番というと検討項目の案についてですか。
笹田委員	はい。
牛尾博美委員長	まずはここにある分以外のものを挙げていただき、検討項目にアップして、それから順次大事なものと緊急的にやらなければいけないものを先にやっていくということで。少し時間をかけながらやっていかねばと思いますが。
笹田委員	いや、前の会派持ち帰りの時に、会派でどれを先にすべきかを会派で話し合ってきて欲しいと言われたように記憶しているんですが。

牛尾博美委員長	僕の記憶だと、委員外議員の分ですね、特にこれは9月にもすぐ議会がありますし、各委員長も困っておられたりで早急に結論を出さねばいけないので、そういった意味で言ったつもりなんです。
笹田委員	では案としては、政策討論会幹事会というのが。他に漏れはなかったでしょうか。
岡野委員	政策討論会幹事会というのは、議員の立場から政策を提案して市政に活用するのが目的なんです、実際市議会の議会活動はほとんどチェック機能だけで、議会側から新しい提案をして政策を実現することは、少し手が薄いのではないかと。それをいかに活用するかを再度検討していただいて。折角組織があるにも関わらず全く利用されていないので、その点についてテーマにさせていただきたいということです。
牛尾博美委員長	今のは議会側からですか。
岡野委員	積極的に市政に、例えば条例制定なりに、各会派の代表が出ていますのでそういったことについて、実現できなくても討論することは可能だと思うので。組織が出来ているにも関わらず活用されていないので、議会をもう少し活性化するために活用していただきたいので、テーマにさせていただきたいと思います。
牛尾博美委員長	他にありますか。
牛尾昭委員	前回の検討委員会の中で、江角委員長のもとでまとめられたことで、例えば通年会期については早期に導入すべきだと結論を出しているんだがまだそういう状態に至っていない。これ議長に報告してあるんですけど動きが見えていないので、早い段階で取り組んでいただきたいと思います。
牛尾博美委員長	笹田委員。
笹田委員	これ事務局で作ってもらったのが手元にあると思います。前の検討の所で。ここで項目と検討状況という所で、導入する必要があるとかそういう所を先ほど牛尾昭委員も言われましたが、通年議会だとかITとか、ペーパーレスのこととか、基本条例の検証ですね。そういったことを早めにした方が良くないかと申し上げた時にこれが出来たので、これを厳選したらどうだろうかという案も出ていました。
牛尾博美委員長	そうですね、これをベースに検討していくということですね。
笹田委員	はい。
牛尾博美委員長	今言われたのは、超党はまださんについては、政策討論会の位置づけというものはどうだろうかを再度検討しなければならないのではないかと、それから、議会側からそういう組織があるので各会派代表もおられるので、政策提言だとかもうちょっとその辺が活発に活動出来るような、執行部にも提言出来るような活動をもっとすべきではないかということ。
	それから通年議会については、以前の議会改革委員会では一応結論が出ているんですが、早い段階で取り組んでいただきたいということ。
	もう1点は今後の検討項目として今やっていますが、先の議会改革推

笹田委員
牛尾博美委員長
柳楽委員

進特別委員会でやられた、皆さんのお手元にある資料を中心として検討したり、現在の進捗状況、結果、今後どうなるかをベースにしてやったらどうか。

そのような意見が出ました。そういうことでよろしいですか。

はい。

はい。それでは公明クラブ。

うちは先ほど創風会から出された、議会だよりの充実をしっかりとやる必要があるだろうということです。SNS等の活用もあるんですが、そういうツールを持っておられない方もありますし、議会だよりは一応全戸配布になるので、そこをしっかりと充実して皆さんに見ていただけるものを作っていくことが大事だということで、そこを検討してもらいたいという結論になりました。

牛尾博美委員長

1点でよろしいですか、はい。公明クラブさんからは議会だよりをより充実していただきたいという、皆さん考えているとは思いますが、特にこれについて重点的に検討項目に加えて話し合っていただきたいということです。それから。どうぞ。

森谷委員

視察に行った報告なんですが、これは代表で1つ報告するのではなく言ったメンバー全員が個々の基準で報告すべきだと思います。7人で行ったら報告書は7つあげるべきだと思います。

それから議会だよりますが、この前の広報広聴を聞いていたら、森谷議員の牙を抜いてやれだとか、数を制限したら森谷の今のような議会だよりにならないんじゃないかとか、ああいう意見が飛び交っていたんですが、本来議会だよりはスペースが限られているからああいう形になるわけで、そこにQRコードか何かをつけておいて、議会のホームページに飛ぶようにしておいて、全文が分かれば言った言わないという誤解なんて有り得ないんですよ。会議録というのはテキストに起こしてあって読めます、だけど読むの大変です。だから個人ごとに発言のを作っておいて、森谷の前回、森谷の今回、森谷の次回とかいう形で議会議事録を分かり易くして、飛ぶようにしておけば良いと思います。

それから折角YouTubeで議会が分かるようになったんですが、先月までは新着情報で細く、かすかに分かるように書いてあったんですが、今回から新着情報がなくなっていて、過去の新着情報を見ても分かりませんから、折角議会ホームページにたどりついて、どこにYouTubeの動画があるのかほとんど分からない、知っている人しか分からないくらいだと思います。大きい三角マークありますよね、そういうのもくっつけて、これだというふうに大きく表示しないと、何のためにやったのか分からないと思います。

最後、今パネルの問題が進んでいますが、ああいう形で検討してやるのではなく、やりながら検討する。そうしないと時間がいくらあっても足りないと思います。あっちが良いかこっちが良いかというのはやってみて初めて分かることです。ある程度絞って方針を決めた上でとり

あえずやってみる。だけど常に改善出来るというようにして、出尽くした時点ではっきりがちっと決める。こういうことをすべきだと思います。パネルも1枚でやってみようって問題ないのに、2枚にしよう制限なしにしようという話が全然先に進んでいません。やってそれっきりになっているんですよ。その辺を改革すべきだと思います。

牛尾博美委員長

3点、はい。森谷委員が言われたのは、まず視察の件では、行かれた議員が個々の基準で1人ずつ報告すべきだということですね。

それから議会だよりについては、我々は広報広聴委員会に居ないので分かりませんが、個々の発言についてもQRコード等を入れることでホームページへ導入があって、その中で聞きたいものが取れるという方法にしてもらえれば、より分かり易く理解できるのではないかということですね。

3点目はパネルの件ですが、1枚2枚ということもあるんだけど、とにかく検討は先延ばしで時間を取るのではなく、とりあえずやってみながら改善していくと、そういうことですか。

(「そうです」という声あり)

はい。それでは他の方よろしいですか。

澁谷委員

あとは随時出せば良くないですか。

牛尾博美委員長

そうですね、はい。先ほど申したように今後の検討課題に追加した項目、それぞれ会派に持ち帰って揉んでいただいたことを発表していただきましたけども、重複した部分は多少あるかもしれませんが、それを中心にして今後検討していくことにしたいと思います。

先ほど超党はまだからありました、これまでの議会改革の方で項目はきっちり載っているんで、それを検討しながらやることについても、今日は無理ですがまた改めてその意見について、折角これまで1年や2年かけてやってこられた部分について、再度ゼロからではなく、参考にしながらやらなければいけないので、少し検討させていただくことにしてもらっていいですか。

笹田委員

例えば前の項目にある、情報発信ツールの取扱いルールに関することなら、IT化の推進なんかと繋がってくると思うので、ここは制御の部分だと思うんですが、これ絡めて出来ることもたくさんあると思うのでその辺をまずご検討のほどよろしくお願いします。

牛尾博美委員長

澁谷委員。

澁谷委員

今日は8月で、9月議会が間もなく始まって、そこに対してきちんと決めておかなくてはならないことを今日は決めて、それでまた、今日じゃなくて良い物は9月にすることにしたらどうでしょうか。今日例えば総務文教調査会を傍聴していましたら、森谷議員から委員外議員の質問が出ていたんですが、それを委員長が全協で質問することになっているから却下しますが良いですかと委員会で諮っておられたんだけど、それは委員外議員についての条例と申し合わせ事項とは違う結論を言っておられるわけですよ。ということは、この委員会条例と申し合わせ事

項……それはおかしいことなので、そうであるならこの委員会条例や申し合わせを変えなければいけないと思うんですよ。そういうことを整理しなければいけない気がしています。9月議会に対して、森谷委員はパネルの問題が早急にあるとおっしゃっているし。その辺を中心にどうでしょうか。

牛尾博美委員長 分かりました。こちらでも皆さんに会派に持ち帰って、検討項目について述べていただいた後に、早急にやらねばならないのが2番目なので、この件については9月議会も迫っているので、委員外議員の件についてはある程度方向性を出しておかなければなりません。

議題2 委員外議員の発言について

牛尾昭委員 そういうわけで委員外議員の発言について、皆さんのご意見をうかがいたいと思います。これは出来るだけ今日の段階で結論を導き出したいと思っていますのでよろしくお願いします。

委員長、その前に委員外議員の発言は議会改革の中で位置づけをしたんですよ。その流れをご存知ない方がいっぱいいらっしゃるんで、何故委員外議員の発言を議会改革の中で位置づけしたか、その説明を事務局からしていただかないと。そのベースが共通項にないとめいめいが思う所を言っても噛み合わないと思います。ですから何故「委員外議員の発言」というのをここに設けたかも含めて事務局から報告してもらって、それを頭に入れてから議論しないと、議論の土台が違うと思います。局長お願いします。

牛尾博美委員長 いずれにしてもこの件については早急にやらねばならない大きな課題なので、ここで何とか結論出したいなという気持ちで、3回目の検討特別委員会もそのつもりで我々は進めていきたいと思いましたが。森谷委員。

森谷委員 昔のことを言うと、では高見庄平さんが居た頃とかその前とか、色々なことがあったと思います。今はこのメンバーが正規メンバーなんですから、これだけで決めるべきだと思います。昔はどうだったと考えているから昔の大先輩たちが改革出来てないわけですよ、そうでしょう。昔の大先輩たちがきちんとやっていたら、改革なんてする必要ないでしょう。こんな会議なんか要らないはずですから。それが出来てないんだから新しいメンバーだけでやって良いはずです。

(「もちろん」という声あり)

そしてね、やることが浜田市民にどうマイナスかで、そこが常にフォーカスされていないといけないと思うんですよ。ちょっと時間がずれるからと言って、働けよと言いたいわけですよ。

牛尾博美委員長 それは当然のことで、話の中で昔の話が出てくるくらいのもので、委員の発言を拒否したりするものではないと思いますので、その辺は皆さん重々おわかりでしょうが、牛尾昭委員が言われた、何故委員外議員の発言という項目が出来たかの経過は、どうですか。知る範囲で。

三浦局長

私の方から。今委員外議員の発言関係は、市議会委員会条例の中、それと申し合わせ事項の中で、出来ることになっています。ただ議会改革を進めていく中で、昔はそれぞれ1日の中で各常任委員会が全部開催されていまして、その他の委員会の中身を他の委員会の議員さんがご存知ないまま進んでいました。そういうことがないように、1委員会1日開催ということで議会改革が進められています。それをもって委員外議員さんは、当該関係の無い委員会にも出席して色んな情報を得られるということが、議会改革の大きな目的として進んでいます。ただ、委員会の中で自分はこう考えているとか、色んな部分の取扱いについてはこういった委員会条例の中、申し合わせ事項の中で適宜手続きを踏めば、可能性として委員外議員が発言出来るというものを残したものです。これが経過で、ただ、先ほど澁谷委員がおっしゃったように執行部から委員会へ出された報告事項の全てを全協の場で協議するのは非常に困難なので、協議報告をして意見が聞ける報告事項と、その他の部分については資料配布のみということで整理させてもらった経過がありますので、その辺りの取扱いについては若干委員長さんの発言の中で食い違いが出たということです。ですから、今回委員外議員の発言についてというのは前回の特別委員会の中で私がお願いしたように、一応条例と申し合わせ事項の中には記述があるので、これをきちんと整理していかないと議会改革を今まで進めている中で、1日1委員会に変えたために皆さんお聞き出来るわけですから、その加減と発言が出来るという加減をきちんと明確にさせていただくことが必要だろうと、事務局では考えています。

牛尾博美委員長

事務局長から説明がありました。この事について疑問点等ありますか。森谷委員。

森谷委員

全く問題がないと思います。委員外議員が質問すること、今の説明を聞いていて何が問題があるのか。というか進んでそうすべきだというふうにしか受け取れませんでした。ただ、皆さんが他の委員会で質問したい時も、邪魔をするために質問するわけではないでしょう。浜田市に良かれ、市民に良かれ、自分も理解を深めたい、皆も多分疑問に思うんじゃないかと思って質問するわけですから、良いに決まっていますよね。それが10分延びる、15分延びる、どこが問題になるんでしょうか。何のために1日1委員会になっているのか。それを活かすべきだと思います。

牛尾博美委員長

澁谷委員。

澁谷委員

この条例と申し合わせを読むと、委員外議員の発言が出来るというか、出来ないことはないというか、なんですよ。そういう状況であるにも関わらず現実においては、全部否決されているわけですよ。総務文教委員長は否決されています。それは越権行為です、法治主義の原点から言えば。だからそのようにするならこれを変えないといけないと思います。今これがあるのに総務文教委員長のあの裁きは、僕は間違いだと思っています。浜田市議会は委員外議員の発言を認めずに、全協でするならそ

森谷委員
澁谷委員
牛尾博美委員長
森谷委員

のように変えなければいけないし。これを見たら、許否を決定するとなっているけどその後にまた申し出てくださいと書いてあるなら、それを100パーセント却下するのはおかしいでしょう。だからそれは統一していかないと。

条文の読み方について発言したいんですが。

罪刑法定主義の原点から逸脱している。

森谷委員。

「ねばならない」ということで終わっている場合は100パーセントしなければならない。「出来る規定」というのは一見、常識ではやっても良いしやらなくても良いと思えるんですが、実際行政でどう動いているかということ、やる方に動いているんですよ。だからこの「できる」を白でも黒でも良いという意味で読めば、実例とは違った解釈になると思うので、できる規定は9割やるものだというのが通例です。

牛尾博美委員長
牛尾昭委員

牛尾昭委員。

昔の話をします。1日1常任委員会にして、委員会によっては例えば重要案件があっても、十分な突っ込みがない場合があるだろうと。その場合は委員外議員が質問することが出来る。常任委員会主義を取っているわけだから、違う委員会に何でもかんでも質問するという精神とは違うんですよ。そういう意味で出来るというように当時作られたのが実態です。時代も経っているわけだから、それを今風に少し変える必要があるんだろうなというのがあるので、それをここで議論すべきだろうなと。今の実態を見ていると、例えば門前払いみたいな形が良いとは必ずしも思いません。逆に全協で質問できることを担保しますというのもおかしい話です。だから今の実態に合わない所を、1人の議員だけが長い時間取って質問すれば良いということではないので、全体の協議会ですから、その辺の時間配分含めてどのようにするか、現場の運営をどのようにするかということを、議会改革の中で決めていけば、言葉が足らなければ更に加えることが必要なのではないかと思います。

牛尾博美委員長
原田委員

原田委員。

委員外議員の発言というのは既に第3章の中で決められているわけなので、これを拒否することは問題があると私も感じました。総務委員長の話の中でも、先ほど話があったように全協で担保出来るのだから良いじゃないかという話だったが、その方法は牛尾昭委員が言われたように、整理しておかないといけないと思います。完全に退けるわけにはいけないので、その辺は充分議論しておく必要があると思います。

牛尾博美委員長
岡野委員

岡野委員。

条項が元々上手く書いてない、意図がちゃんと届いてないんですよ。恐らくこれは委員長の許可を得れば発言することが出来るというように書かないといけなかったはずが、委員長とは委員会の中の議長ですから、議長の裁量権というのは会の中で非常に大きいわけですから、何故そう言うかということ、元々議会は1つのもので、その中で委員会に付託する

わけですよ。それを合わせて上手く運営するのが目的であって、その委員会自体に独立性をかなり持たせているわけです。ただし、もちろん他の委員会の方も発言出来ることのある程度は認められるんですが、他委員会の人の優先順位はそれほど高くないわけです。ですから事前に書面を出さないといけないというのがルール上はおかしいわけで、協議・審議がしっかり出来てないと思って、自分の方が色んな意見を持っていた場合は会の終わりに発言出来る方がむしろ良いわけで。事前に提出するということは、逆にそのことが混乱を招くケース、委員会の独自性が失われるケースがあると思います。ですので作り込みというか、最初の条文の読み方によって色々取れるということと、事前に提出しなければいけないというような申し合わせ事項があったりすることは、むしろ運営上の足かせになっているのではないかと。意見があればその場において議長の判断、委員長の判断において認めるとしないと、議事運営自体が最初から委員長の裁量権の中とは逸脱したものに、例えば3時間なら3時間、4時間なら4時間の中で、上手く出来ないことが担当委員会にあるのではないかと思います。

牛尾博美委員長
森谷委員

他に。森谷委員。

その委員会のメンバーじゃないと出来ないのは、挙手をして採決に参加することですよ。これが重要なことだと思います。その、挙手する人に対しての情報提供という一面を持っていると思います。この前も言いましたが、西村委員が福祉じゃないのに手を挙げて発言、質問してくれば、福祉メンバーがすごく参考になって採決の際にも随分助かる一面を持っていると思います。だから質問等については制限する必要はないと私は思っています。それを無視して採決の際に挙手したり挙手しなかったりするのとは委員メンバーの権限なんですから。情報はどんな情報でもプラスになると思って発言する限りは、許せばいいわけです。それが市民のために繋がると私は思います。

牛尾博美委員長

私らも昔からの1日3委員会制度をずっとやってきましたが、実を言うと福祉に居ると総務や経済のことは分からないということで、どうしていたかと言うと自分らの会派の中で、所管委員に質問を託したり結果を尋ねたりして情報共有していました。それが各委員会制となって各委員会に付託して責任をある程度持たせながら委員会制にやっていこうと。そして1日1委員会でも尚且つその委員会に所属してない議員は傍聴も出来るし意見も言うことが出来るんだということになったんですが、問題なのは、決して言わせないというつもりではなかったんだけど、委員会の議案や報告事項に対しても運営の流れというものがあります。例えば議案が10あれば、こっちを重点的にやって報告の方はほんの報告にしようという頭があるかもしれませんし、全体的にどこの議案に議論が集中するかみたいなものはあると思います。時間配分とかそれぞれあると思うんだけど、やはり委員外で手を挙げるということではなく、申し出するべきだと私は個人的に思うんです。委員が中心だと思います

笹田委員

ので。例え委員外議員の言ったことが参考になるにしても参考にならないにしても、委員を優先すべきだと私は思いますけどね、委員会制度ですから。全てのことがその委員会で網羅出来るとは思わない。議案に対しては全てのことが網羅出来るような意見が出てくる必要があるとは思いますが。私はやっぱり委員会というのはそういう重みがあると思います。笹田委員。

僕も岡野さんとこの間話したんですが、説明を受ける前に質問させてくれというのはおかしいと思います。内容を聞いてもいないのに質問だけ用意してくるというのは。質問する内容が説明にあるかもしれない。説明を聞いて他の人の質疑も聞いて、ちょっと足りないと思えば手を挙げて言うのが本当のやり方だと思います。だからそれはちょっとおかしいのではないかと思います。

それと、執行部説明の場合、議案で関係ない時には、その場で聞かなくても行って聞けることもあるでしょうが、議案に関しては、僕も以前委員外議員として傍聴していて、僕は委員に託したりしてなかったのと言わなかったですが、そこで何をしたかと言うと議案質疑の所で、問題はしっかりその委員会で質疑・議論してくださいねということで議案質疑に手を挙げて言わせてもらったこともあるんですが。議案に関して言う可不可を決めなければいけないことなので、やはり皆で情報共有する必要がありますと思いますが、執行部の説明等はある程度のことを聞けば分かると思いますので、議案に関して言えばそういった可能性はあるんじゃないかなと個人的に。

牛尾博美委員長

はい。他に。今の中で委員外議員からの発言の申し出は、事前にどの項目この項目と出す必要はないとか、手を挙げてやれば良いという話もありましたが、その辺はどうですか。

牛尾昭委員

まず認めるか認めないかという所からいきましょうか。

牛尾博美委員長

現行認めているわけだから……。

いやもちろん。認めているんだけど、現実にはそうでないようなことに今なっている。それで話なんですよ。

牛尾昭委員

遡ると、答申を何回か受ける中で1日1委員会で質問が出来るとなった時に……先ほど岡野さんが言ったことと同じなんです。委員会を傍聴していて明らかにこの質問が欠落している、何故こんな重要な問題を質問しないんだ当該委員は、ということがあった時に委員外議員が手を挙げて質問することが出来るようにしようという流れで当初は聞いているんですよ。ただその時にどうするかということで、事前通告制という結果となって、そこが問題があったと。当時作ったものだから欠陥があるわけですよ。だから、当時の精神から言えば委員会を傍聴していて、ここの委員は何故これを聞かないんだということで委員外議員が手を挙げるのが一番スマートな流れなので、逆に言えばそういう運用にしまえば、事前通告ではなく、委員会を傍聴していておかしいと思うことを挙手して委員長の許可を求めて発言することにすれば。運用の方法

で事前通告にすべきだということになって今のような問題が起きています。今のような流れで行けば、やり方を変えれば、傍聴していて出なかった質問のみ、委員会に許可を貰って質問すれば、今の問題は片付くと思います。事前通告ではなく。所管委員会常任委員会のメンバーが居る訳ですから、そこで全部やる、万が一漏れがあった時に傍聴している委員外議員が手を挙げておかしい部分を指摘する。そういう流れにすれば当初から問題なかったんだけど、たまたまそこまでやると大変だなということで事前通告制を取ったわけなので、その辺を修正して元へ戻すと。傍聴していておかしいと思う時に手を挙げて、委員会で質問の可否を判断してもらって質問してもらうのが一番スマートじゃないですか。本質的じゃないかと思いますが。

牛尾博美委員長 大事な部分で指摘を受けるということは、委員会にとってもプラスになるとは思いますが、そうでない部分も手を挙げるという場合もありますからね。

牛尾昭委員 だからそれについては委員会で判断してもらわないと。

牛尾博美委員長 だから、委員長として、委員会として、突然今まで議案 1 から 10 までやってきて、その最後の所で突然そのように指摘されたということは、非常に嬉しいことかもしれないけど、全くそれとは違う部分で言われた時に、もちろん委員長の裁量で出来るんだけど、委員会の流れそのものはかなり変わってくる場合が。暫時休憩を取ったりすれば良いかもしれないけど、そういうことで大丈夫なんだろうか。

牛尾昭委員 そこをもう少し、例えばスムーズに流れるようにこの特別委員会の中で決めようじゃないですか。

牛尾博美委員長 森谷委員。

森谷委員 そこで私の提案が活きてくるわけですよ。3 番目ですが、やりながら検討する。適当という意味ではないんですが、やってみて上手くいかなければ変更しながら最終的にルールを決める。やらなければ分からないことがあるじゃないですか。今の私の意見は、予め質問が分かった方が良いかもしれないから質問を出しておいて、それはそれで総務文教の人が質問してくれたら、ああ自分は別に質問しなくていいわとなるわけだし、予想しない質問が浮かんできたら、他の人が、提出してない人でも手を挙げて質問されて、それが非常に参考になることかもしれませんし。あらかじめ分かるものは出して、その時気づいたことも拒否しない、というようにとりあえずやってみて、おかしくなったら辞めるということの良いんじゃないですかね。

牛尾博美委員長 澁谷委員。

澁谷委員 現実問題として、委員外議員からどんどん意見が出て、経験の浅い委員長がさばききれない可能性もないわけではありません。かといって、貴方の質問は良い、貴方の質問は却下ということも言えないでしょう。だからある程度の縛りは必要かなと。1 回のみは何とかとか・・・

牛尾博美委員長 田畑委員。

田畑委員

総務委員長が森谷議員の撮影や質問について認めなかったわけですが、議会委員会条例からいくと別に悪いことでもなんでもないと思います。これは発言するならどうすれば発言できるようになるかということを考えていかないといけないと思います。例えば今日の総務委員会で10項目の報告事項がありました。それでは委員外議員が10項目全て質問して良いかという問題も考えねばいけないだろうし、何項目までにするか、回数は何回にするかもやっていかないと、委員会メンバーよりも委員外議員の方がたくさん質問するようなことにもなりかねず、委員会運営が出来なくなる気がします。委員外議員の発言は、例えば2項目までで回数は2回まで、それこそ森谷議員の提案じゃないけど、取りあえずそれでやってみて、問題が起きればまたこの特別委員会で、それなら1項目にしようとか、十数名の委員外議員が全部質問するようなことがあるかもしれません、それはやってみないと分かりません。しかしある程度の枠組みだけは決めていかないと、委員外議員のための調査会になるようなことも、予測出来ないこともないと思うので。枠組みはきちんとして、許否については委員長の判断に委ねる。委員外議員から発言を求められた時に、都度休憩を取っていただければいいし、ある程度限られた時間の中でやっていこうと思えば、発言回数や委員長権限をもっと大きく持たせるようにしないと、ちょっと難しい気がします。とりあえず何回かはやってみる、というようにここを変えた方が良いんじゃないかなと。

牛尾博美委員長

具体的には例えば何。案として。

田畑委員

1人2、3点。回数は3回まで。

牛尾博美委員長

牛尾昭委員。

牛尾昭委員

委員外議員も出来るというのは前向きに考えて当時作られたんですけど、ただマイナス部分だけが出てくるようであれば、常任委員会主義を取っているわけだから、いっそ委員外議員の発言をやめてもらって、委員長が先ほど言われたように会派メンバーがおられるわけだから、質問したい点は会派メンバーに託して、常任委員会優先主義にした方が本来は良いかもしれないです。良かれと思ってやったけどどうもマイナス部分が多い、この問題については。だから思い切ってやめてしまう、それも1つの選択肢かなと、この際。この問題を白紙に戻すのも1つの選択肢だと思います。

牛尾博美委員長

森谷委員。

森谷委員

委員外議員という話もありますが、委員そのものが1個も質問せずに終わる人もいるわけじゃないですか。それは言語道断だと思います。今日も端の人と真ん中の人は質問されませんでした。真ん中の人は寝ていました。話にならないですよ。委員外議員が活躍すべきじゃないですか。多かったら多かったで夜までやれば良い話で、それが嫌ならまたルールを変えれば良いわけです。何故働きたくないんですか。僕は時間が長くなることは何ら平気ですよ。市民のために働けるわけですから。くだら

ない話をするなら委員長がさばけば良いわけです。有用な話を延々続けるのはプラスだと僕は思います。長いといけないという風潮があるみたいですが、それはおかしいですよ。

牛尾博美委員長
布施委員

布施委員。

委員外議員の発言に対して、条例に書いてある以上は発言権利があるということを言われました。私は産業建設委員長時代ですが、立場として自分が質問できない時も結構あるんです。言いたいことを副委員長や他の委員に伝えて発言してもらうこともあるかもしれませんが、この条例があるために今この議論しているんですよ。ある以上は発言は出来ると思います。今日の総務文教委員長の発言は、全協で出来るからその場でやってくれということでした。が、委員長の独断ではありません。皆さんに諮ったわけですから。これも条例第2項に書いてあります。許否を決定すると。全員の承諾を貰った上での発言ですので、偏った見方ではないと思います。ただし、その部分についてどういうことを質問するのかは前もって通告制にしているので、それについては許可する場合がある可能性があります。それが今回委員会で出来なかったから全協でやってくれ、ということと言われたと思います。

もう1つ、自分の委員会で発言した内容を、全協でまたやられる方がおられます。これ私は論外だと思います。委員会でやったことについては全協で同じことをやらないとしないと、今みたいに何もかも手を挙げて、委員会で自分の思うような答えを貰えなかったから全協でまた手を挙げて、また同じことを言われる。これは制限を持たないと皆が困ります。だからこの条例は必要じゃないかと思います。やるなら今田畑委員が言われたように発言回数を設けて付帯事項を付けてやるべきだと思います。

牛尾博美委員長
森谷委員

森谷委員。

発言許可できるようになれば、全協での質問は無しですよ。何のために委員会や調査会で質問のチャンスがあるかです。本来そこできちんと出来るのに出席しないで、全協で質問するのを無しにすれば全協はすぐ終わるじゃないですか。そうあるべきだと思います。

もう1つ、くだらない質問をぐだぐだと言うなら、それこそビデオで撮って本議会みたいに全部アップしておけば良いわけです。撮影されたビデオを見た市民からそれなりの評価をされるわけですから一番良いじゃないですか。早くやってくださいよ。

牛尾博美委員長
足立委員

足立委員。

先ほど田畑委員や森谷委員が言われたように、やってみることだと思います。澁谷委員が言われたように、条例上・要綱上・申し合わせも含めてできるようになっているので、それは拒めないだろうと思います。まずは回数制限を設けた上でやってみて、少ないようなら回数を増やしていくとかいった流れで、あとは委員長判断だろうと思います。委員長が場数を踏んでいただきながら成長していただくのも、常任委員会制度

	の中で重要なことだろうと思います。是非発言できるような体制をやっていたきたいと思います。
牛尾博美委員長	例えば聞いてみますが、挙手で発言できるのか、それとも事前に出すのか。
足立委員	挙手だと思いますけどね。事前に出すのは大変難しいと思うんですよ。例えばシングルペアレントの件について、という項目を出すことは可能ですが、皆さんが議論していることと被っていたら当然取り下げれば良いだけの話で。そういう意味で事前に申請しろと言われたら出せますが、具体的な中身まで出すのは難しいと正直思います。
牛尾博美委員長 田畑委員	田畑委員。 総務文教で喋らなかったからな。あのな森谷さん、喋らない時はあの中から一般質問するから大丈夫なんだよ、それで終わり。通告しておかないと委員長のさばきが大変になるよ。例えば委員外の人が10人おられてその都度挙手したら、委員長は委員メンバーのさばきもしなければならぬが委員外の方々のさばきもしなければならぬと言ったら予測が出来ないだろう、誰が挙手するか。スムーズな委員会運営ではないが、予測できる仕組みだけは、通告するだけはしておいてあげないと、委員長が大変になるよ。
足立委員 田畑委員	事前通告の項目の部分までですよ。 項目の部分。一般質問じゃないから中身についてまでどうのこうの言わない方が良いけど。
牛尾昭委員	この3年前に改選してから、委員外議員で通告したのは森谷議員さんだけだよ。 (「そうだね」という声あり) 他の議員は誰もしてないよね。
澁谷委員	それでまた、1回も発言させていないんだよ。先ほど布施さんが言ったけど、委員長は自分の都合の良い所だけ読んでいますよ、下の申し合わせは読んでないんだ。委員長のさばきは全然なってないですよ。
牛尾昭委員 澁谷委員 牛尾昭委員	澁谷委員、僕がまだしゃべっている最中です。 ごめんなさい。すみませんでした。 とりあえずこの問題は、森谷さんしか事前通告をしてないという問題です。突出しているということだ。それがまず1つあります。それは出来ることは出来るんだから問題はないんだけど、ただ、常任委員会主義を取っているのだから、いくら常識を踏まえて、何でもかんでも言えば良いというものではないので、森谷さん自身も賢い人なんだから考えて欲しいと思います。あなたの問題だけでこれだけ長時間、この議論を潰している。本当にもったいない。
牛尾博美委員長 森谷委員	森谷委員。 規定にはできるようになっていて、やる人が変わり物扱いでしょう。私は何故皆さん給料を貰っているのに委員外議員として発言しないんだろうか、そっちの方を問題にしたいんですよ。牛尾さんの考えは間違

岡野委員

っています。働いている人が悪いことになっている。

先ほども少し触れたんですが、議会の元々の成り立ちを勘違いされているのではないかと。委員会主義を取っているんですよ、日本全国の議会のシステムは。それは基本中の基本なんです。人数が多いから委員会に割っているわけですから、委員会の独自性というのがあって委員会の裁量権って大きいはずなのに、委員外議員が別々に発言するなんてことを議論していること自体、本来おかしいんですよ。私はそう思います。例えば村だと、本会議と全協だけなんですよ。人数が少ないから。全体でやるんです、だから問題になりません。ただ、委員会主義を取るということは専門性を発揮したりするために、委員会があり、そこで長く研鑽を積むということがあって、他の委員会の人がいやいや言うことではないんですよ。言う機会はまた別に設けてあるんですから。もし言いたければ、それを担保するという意味のことを岡本委員長は言われたと思います。本来はこの浜田市の規定がおかしいんですよ。それを変えれば良いと私は個人的には思っています。ただ、どうしても必要だと言うのであれば、端的に質問する機会を委員長権限で設けるというのは可能だと私は思いますが、基本的にそれがあつたことを前提にして議論する、ベーシックな所が議会の元々の成り立ちの、発生の、今までの議会の基本の本を読むと分かるんですが、それが原則ですので、立ち返っていただきたいと思います。

牛尾博美委員長
岡野委員

ということは、発言を許さないということですか。

そうですね、基本的にはそうです。委員会主義という形式を取っていますから、委員会の中で舞を舞うのが原則であつて、イレギュラーを認めるか認めないかはアリだと思いますが、最初からそれありきの話は元々議論のベースが違うんじゃないかと思っています。

澁谷委員
岡野委員
澁谷委員

でも条例と申し合わせがあるんだから。

それを変えれば良いんです。

そう、変えないといけないんだよ。これがあるならこれに則つてやらなければいけない。それが法治国家なんだから。これが大原則よ。

牛尾博美委員長
澁谷委員
牛尾博美委員長

変えようという所まではまだ行っていないから。

これがある以上は、これに則つてやらないといけないんだから。

変える必要もないだろう、実際には。今まで何年間か言う人も居なかったもので、委員長に森谷君が出したと、それについてそれをやらず方向で今みたいに、何でもかんでもではなくて1人1回、例えば大項目で2項目くらいは許そうという事で、事前に委員長に出しておけば良いんじゃないの。そういう形である程度回数をはっきり決めておけば。

澁谷委員
牛尾博美委員長
森谷委員

それならそれで良いですよ。

どうなの。

僕は別にやりたくてやり始めたわけじゃなくて、FAXの一番下に「委員外議員も事前通告で発言出来ます」なんて一文があるから、毎回書いてあるんだから何かやってあげなければいけないんじゃないかと思っ

澁谷委員
森谷委員

て始めたことなんです。その一行が書いてなかったら僕は発言してませんよ。

それを1回も発言させてないとまた問題になる。

そうなんですよ。「来いや」と言っておいて来たら「来るな」っておかしいじゃないですか。

牛尾博美委員長
田畑委員

田畑委員。

森谷委員も澁谷委員も言われるんだけど、委員外議員の発言について、議会委員会条例第45条第2項を見ると、「申し出があっても委員会は委員外議員から発言の申し出があった時は、その許否、良いか悪いか、させるかさせないかと言ったら委員会が決定する」と書いてある。だから今日も委員会で決定して、それを岡本委員長が発表しただけだから、別に岡本委員長はおかしいこと何もない。

澁谷委員
岡野委員
澁谷委員
田畑委員

その下に申し合わせ事項があるからな。

申し合わせ事項は拘束力ないですから。

運用するために……。

こうあるから、それでも委員会が決めるんだから。良い悪いも皆委員会が決めるんだ。それを発表したのが委員長だ。今日の岡本委員長がやっていることは、前回もそうだけど、おかしい所は全くないと思う。しかし、今貴方が仰るようなことを認めていこうと、委員外議員の発言を認めるということになると、全部1回整理整頓しなくてはいけない。それなら何回するのか、何項目するのが妥当か、回数は何回か、そういう所を決めてとりあえずやってみるかとするか、どうするかです。

牛尾博美委員長
柳楽委員

皆さんいかがですか。柳楽委員。

うちの会派でこの話をした時に、委員外議員が発言される場合にその発言が審議されている内容にすごい影響を与える、市民にとって良い方向へ向かうような発言であるということが大前提だろうという話になったんですよ。それ以外のことは直接担当課に行って聞けば良いことなので。そこを大前提として自分の発言がこの審議にすごい影響を与えるという確信を持っているくらいの発言が出来るということを念頭に置いた発言であるべきだという話になったんです。そのくらい委員会自体が尊重されるべきだという意見が出ました。委員会の中で自分がこの発言をしたいと思っていることが出なくて、尚且つすごい影響を与える発言であることに限って、うちの会派では1つの質問で3回までの発言というように。1項目につき再質問は3回までという案が出ました。

牛尾博美委員長
牛尾昭委員
柳楽委員
原田委員

1人1項目3回まで。

分かりやすいよ。それだけを絞って言わなければいけない。

はい。すごい影響を与えるんだという。

結構議論したんですが、委員外議員の発言を認めるのかどうかというのは、今は認められると思うんだけど、その辺をするのかしないのかははっきりしてから話しましょうよ。そうしないといつまでも両方の話ばかりしていて、結論が出ないと思うんで。

田畑委員	今でも総務文教委員会の委員の皆さんが「良いです」と言えば今でも出来るんですよ。良いと言わないだけのことです。
岡野委員	申し合わせがおかしいんです。
田畑委員	おかしいんじゃない、このままで行けば……
澁谷委員	これを読めば質問出来るように見えるわけだ。そこが問題なんだ。
原田委員	発言出来るようになっているから……。
田畑委員	委員会が良いと言えば出来るようになっているんだ。
澁谷委員	それでもこの下の申し合わせを読んでみなさい。「申し出ることにする」と書いてあって、申し出が出来るような形になっているんだよ。
岡野委員	それは発言する場合についての規定なので、出来ない場合はそもそも規定しないので。
森谷委員	FAX で毎回毎回してくれみたいな言い方している。
岡野委員	だから、それは委員会が認めた場合は出来るという話で。
原田委員	まあそれは委員長に振るからな。
田畑委員	それは委員会が良い悪いを……。
澁谷委員	いっそやめたらどうかね。一番早いよ。
牛尾昭委員	やめたらというのははずみで言ったんですが、ここまで来ているわけですから柳楽さんが先ほど言ったように、運用である程度くくりを付けてやってもらう。例えば3回というようにしてとりあえずやってみる。9月議会は。そのようにするしかない。やめるとなると会派に持ち帰って議論しなければなりません。会派ではやめる方向で議論していませんから。
牛尾博美委員長	笹田委員。
笹田委員	議案についてと説明については一緒なんですか。議案だけ認めるとか、説明も認めるとか。
牛尾博美委員長	まだそこまでは。
笹田委員	それも変わってきます。調査会ではまだないということですからね、委員会ではあっても。
布施委員	議案は本会議場で議案質疑がありますから、それこそ議員としての…
笹田委員	…。議案質疑は委員会の前にするでしょう、それを聞いていて委員会では足りないなと思ったから、本当はやりたかったですけど、通告していなかったのではありませんでした。だからそれを聞いていて足らなかつたら手を挙げて言える制度があれば、その時に言えたなということがあったんで。
牛尾博美委員長	なるほど。
森谷委員	今日実際に財務部長が経済効果について嘘をついたんですよ。仕方ない全協で言うかと思ったら、全協は資料配布のみになってしまっていて、訂正を求められなくなった。
牛尾博美委員長	どうしますかね。
布施委員	先ほど原田委員が言われたように、やるかやらないかをまず決めない

	と。やるんだったら条例を変える。ねえ。そうしないとずっと堂々巡りですよ。
牛尾博美委員長	いや堂々巡りではないんだよ。今話をしていることが大事なんだから、決して堂々巡りじゃない。どっちかに決めなければいけないために話をしているだけであって。
布施委員	言葉のあやでした。ある程度方向性が見えてきましたので。
牛尾博美委員長	皆さんお諮りします。このとおりに委員外議員の発言を、認めるか認めないかという所からまず決めましょう。
布施委員	この条例のまま生かすということですか。
牛尾博美委員長	そうです。そして1人1回、例えばね、1項目、再質問は3回まで。そういう形でやってみたらどうかということ。
布施委員	運用でね。
牛尾博美委員長	うん、やってみる。
笹田委員	質問の前に、議案とどっちか決めていただけると。
牛尾博美委員長	議案以外か。
笹田委員	全部1項目なのか、議案だけで1項目なのか。
牛尾博美委員長	それによって違うけどどうなんだろう。議案は委員会に任せるか。
岡野委員	付託議案なので、それで良いかと。
牛尾博美委員長	議案以外、1人1回。
足立委員	1人1項目でしょう。
牛尾博美委員長	1人1回1項目、3回質問出来る。それでやってみて、良いか悪いか分からないが。
外浦次長	議案以外というのは、委員会も調査会もですか。
牛尾博美委員長	そうだね。
牛尾昭委員	調査会はやめようや。常任委員会だけにしようや。調査会まで入れたら大変だ。
笹田委員	委員会のみですか。
森谷委員	調査会もやりましょう。
牛尾博美委員長	それで事前に委員長に通告しておくということだね。挙手じゃなくて。
牛尾昭委員	委員長、事前通告して、通告した質問が委員会メンバーに質問されたらその時点で委員長権限で下ろしてもらう。通告された質問を誰かがされたということが確認出来れば、委員外議員の質問は下ろしてもらうとしたらどうですか。同じことをまた言われても困るから。
森谷委員	もう大雑把に行って問題があったら変えましょうよ。ぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃ細かいことばかり決めないで。
牛尾昭委員	言っておかないと、1人該当がいるからな。
牛尾博美委員長	分かりましたかね。9月議会でまずやってみようということで、委員会制を重視するということで、委員外議員の発言も認めましょう、1人1回1項目で3回までの質問はOK、ただし事前通告しておくということで。ただしもちろん委員長の裁量権もあるので。
笹田委員	僕の中で委員長の権限が1つもないんですけど。

田畑委員	権限は委員会しかないよ。
牛尾博美委員長	委員会で決めるということで。
牛尾昭委員	1つで3回までできるけど、しかし可否については委員会が判断するということだね。許可が得られない場合もあるということですね。
三浦局長	もう条例がある以上、それに則ってやってもらわないと、その議論に戻ってもらったら、条例まだ変えていないので。2項で「委員会は委員でない議員から発言の申し出があった時には、委員会で諮ってそれが出来るか出来ないかを決定いただく」というのはもう決まっているので。それを基本にしていただかないと。それまでに申し出があったことは全委員に言っていて、その可否を最初に委員会で決定いただいて、申し出があった事項についてこれを認めるのか認めないのか、今と同じように諮っていただいて、もし認めることになれば回数制限をきちっと決めていただければ良いかなと思います。
牛尾博美委員長	分かりましたか。
牛尾昭委員	だから1項目3回と決めれば良い。
牛尾博美委員長	そうだね。
笹田委員	事前通告制も。
牛尾博美委員長	そうだね、事前通告制にして……。
三浦局長	それも生きてますので。
牛尾博美委員長	そうしてみますか。
足立委員	今の話は委員会ですよ。調査会は除くんですよ。
牛尾博美委員長	委員会だね。
布施委員	森谷さんが言うように一歩前進です。やってみましょう。
牛尾博美委員長	それでよろしいでしょうか。まずはやってみるということで。 (「はい」という声あり)
三浦局長	1点確認させてください。事前通告制は生きていますが期日を設けていません。その辺りを少し、委員会の前日、委員長に改めてお話してきちんと整理していただいて委員会で諮っていただかないと困ることもありますので。
牛尾博美委員長	それは具体的に決めておかないといけないの。
三浦局長	始まる前に色々協議している時にポコッと出されても、非常に難しいことになるかなとは思いますが。
森谷委員	それについては、執行部から資料が上がるタイミングもありますので。あれを本当に3日前にあげてくれるなら、そこから何日以内ということになると思いますけど。当日ギリギリに差し替えてたりするわけでしょう。そういうのは無しにしてもらって。執行部にきっちりルールを守らせる必要があります。
牛尾博美委員長	可能な日にちはどうなるの。前日くらいか。
牛尾昭委員	前日だったら委員長にそれを振らないといけないから。もう1日くらい必要じゃないかね。
牛尾博美委員長	各委員に連絡しないといけないから。

牛尾昭委員 笹田委員	うん、2日前くらいじゃないと無理じゃないかね。 最近すごく思うんですけど、全部決定するのはギリギリになることが多いですかね。そうすると期日決めていても意味がないと思うんですが。その辺も整理しておかないとごちゃごちゃになりはしないかなと。前の日にこれが追加されましたとかいう話も結構あるので、そうすると通告制はなかなか難しいと思います。議案なら最初から分かるんですけど、説明事項は増えますから。
牛尾博美委員長 布施委員	布施委員。 今回の報告事項、メールが流れてきたのが10日前です。だいたい総務文教が先になりますので。資料がボックスに入るのがまだ後なんですよね。ですからそれを見て日にちを決めていかないと難しい面が出てきますので。担当者によっては資料が直前にボックスに入る場合がありますので。笹田委員が言われたように、急に追加される場合もあるので、それも配慮して決めないといけないと思います。
牛尾博美委員長 三浦局長	どうなの具体的に。 分かった範疇で出していただいて、それは委員長に協議します。そうでないとちょっと難しいです。
牛尾昭委員 牛尾博美委員長 平石委員	前日くらいにしておいた方が良くないじゃないの。 平石委員。 日にち決めておいてもらって、いよいよ最終的に1日前に追加項目があるのであれば、それについては特別ルールとして委員長采配、皆さんの話の中で、これが1個出たけどこれについて委員外議員でという話が出るようにも考えて良いと思いますが。
牛尾博美委員長 柳楽委員	1日前くらいね。あとは随時調整して。 1日前ぐらいって……。
牛尾博美委員長 柳楽委員	1日前です。 前日の何時までですか。
牛尾昭委員 三浦局長 笹田委員	前日の5時までにはしておけば良いじゃない。 そうしてもらえば良いと思います。 今1人1回1項目という話でしたが、3質問も色んなやり方があって、一問一答方式なら良いですが一問について10個質問するとか。
三浦局長 牛尾博美委員長 牛尾昭委員 牛尾博美委員長 三浦局長	議案質疑と同じ形にしてもらった方が良くないと思います。 そうだな。 委員長今ので良いじゃない。 9月議会はそれで一応やってみるということで。 条例も申し合わせ事項もこのままで、これに従ってやっていただいて、皆さんで後で検証したいということですね。
牛尾博美委員長	そうだね。それと今日決めたことはこれで決まりだが、今の常任委員長にきちんと旨を伝えておかないと。
三浦局長 笹田委員	それは書記から言いますから。だから次回9月議会の常任委員会から。 調査会はないんですね。

三浦局長	はい決めていただいたんで。明日の調査会OKですと言うわけにいかない。
森谷委員	許可すれば良いわけですね。
三浦局長	それは発言されて。ただ、ここで決められたことは担当委員会で、それは駄目だということになります。
牛尾博美委員長	調査会は除くことにしているから。
笹田委員	調査会の通告はされるつもりですか。
森谷委員	はいします。
牛尾博美委員長	調査会は除くと言ったから。
笹田委員	調査会では発言は認めませんということでしょう。
布施委員	委員会で諮ってもらえば。
牛尾博美委員長	いやここで決まったことだから。
牛尾昭委員	申し合わせて「調査会では委員外議員の事前通告は認めない」と。通告してもらわないといけない。
平石委員	調査会の時には末には書かない。
牛尾博美委員長	それで理解出来ましたかね。 (「はい」という声あり) はいありがとうございました。大変重要なことが決まりました。

議題3 政務活動費について

三浦局長	政務活動費については、前回説明した部分でちょっと事務局で整理したものを作らせていただいて、また改めて提示させてもらうということによろしいでしょうか。 (「はい」という声あり)
牛尾博美委員長	はい、よろしくお願いします。

議題4 その他

牛尾博美委員長	そういうことで、次回開催の日にちですが、8月はこれから盆があり大変お忙しいと思いますので、9月議会に入ってから日程調整させていただいて、皆さんのスケジュールに合う形で調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 (「はい」という声あり)
三浦局長	はい、よろしくお願いします。他に何かないですか。局長。 先ほど今後の検討項目について各会派から色んなご意見をいただきました。今度9月に開催する特別委員会で協議いただく部分について、一応先般、検討項目の案を出させていただいたり、色々していますが、各会派から出た意見も踏まえて1、2点、正副委員長で皆さんで各会派から出た検討項目を精査させていただき、協議の場に上げさせていただくということによろしいでしょうか。 (「はい」という声あり)
牛尾博美委員長	よろしくお願いします。それでは議会改革調査検討特別委員会を終了

させていただきます。

(閉議 15 時 25 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革調査検討特別委員会 委員長 牛尾 博美 ⑩